

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照ください。

IFRS in Focus

IASB は、賃料減免に関する実務上の救済措置を延長する IFRS 第 16 号の修正を提案

目次

背景

修正案

発効日、経過措置およびコメント 期間

さらなる情報

本 IFRS in Focus では、2021 年 2 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した公開草案 ED/2021/2「2021 年 6 月 30 日より後の Covid-19 に関連した賃料減免」に示される、IFRS 第 16 号「リース」の修正案を解説する。

- 2020 年 5 月、IASB は IFRS 第 16 号を修正し、COVID-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを借手が評価することを免除する実務上の便法を、借手に対して提供した。
- いくつかの状況の中で特に、2020 年の修正は、リース料の減額が当初の期限が 2021 年 6 月 30 日以前に到来するリース料にのみ影響を与える賃料減免に実務上の便法を適用することを、借手に対して認めている。
- パンデミックの継続的な性質のために、IASB は今回、リース料の減額が当初の期限が 2022 年 6 月 30 日以前に到来するリース料にのみ影響を与える賃料減免に実務上の便法を適用することを、借手に対して認めるために、当該日付を延長することを提案している。
- 本修正は、最終化された場合、2021 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される。借手は、最終修正が公表された日に発行が未だ承認されていない財務諸表を含め、本修正を早期適用することが認められる。IASB は、IAS 第 8 号に従って、本修正を遡及的に適用することを提案している。
- ED のコメント期間は通常よりも早期化されており、2021 年 2 月 25 日に終了する 14 日間である。

背景

2020 年 5 月、IASB は IFRS 第 16 号を修正し、COVID-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを借手が評価することを免除する実務上の便法を、借手に対して提供した。実務上の便法を適用する借手は、COVID-19 に関連した賃料減免をリースの条件変更ではないかのように会計処理する。

本修正は、2020 年 6 月 1 日以後に開始する事業年度に適用され、また、早期適用が認められていた。

2020 年 5 月の修正の詳細については、[IFRS in Focus「IASB が、COVID-19 に関連した賃料減免 \(rent concessions\)」について、IFRS 第 16 号の修正を最終化](#)を参照いただきたい。

本実務上の便法は、COVID-19 の直接の結果として生じる賃料減免であり、かつ、特定の条件に該当する場合にのみ適用される。条件の 1 つは、リース料の減額が、当初の期限が 2021 年 6 月 30 日以前に到来するリース料にのみ影響を与えることである。

多くの法域においてパンデミックの継続的な影響は 2020 年 5 月と少なくとも同じ程度に重大であり、パンデミックの継続的な重大さ及び長期化している影響は IASB が実務上の便法を開発した時点では想定されていなかったことを、利害関係者は指摘している。その結果、貸手は、2021 年 6 月 30 日より後のリース料を減額する賃料減免を借手に与えている。当該賃料減免は、それ以外の点では実務上の便法の対象となるものである。

IASB は利害関係者の懸念を認識し、救済措置の延長を提案することを決定した。

詳細は、下記Web
サイト参照

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

修正案

IASB は、上記の実務上の便法の利用可能性を拡張するために IFRS 第 16 号を修正することを提案している。これより、実務上の便法を適用するための他の条件が満たされている場合、実務上の便法はリース料の減額が当初の期限が 2022 年 6 月 30 日以前に到来するリース料にのみ影響を与える賃料減免に適用される。

見解

1 名の理事が、ED の公表に反対票を投じた。彼の見解では、実務上の便法が利用可能な期間の延長は、実務上の便法を適用する借手と適用しない借手との間の比較可能性を妨げることとなる。彼は、2020 年修正に対する財務諸表の利用者からの支持は、当該修正で記載されている期間に実務上の便法を限定することを前提としていると指摘している。今回は、当該期間を 1 年延長することが提案されている。

発効日、経過措置およびコメント期間

IASB は、2021 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の発効日を提案している。借手は、最終修正が公表された日に発行が未だ承認されていない財務諸表を含め、本修正を早期適用することが認められる。

本修正が最終化された場合、IASB は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、本修正を遡及的に適用することを提案している。借手は、本修正の適用開始の累積的影響を、借手が修正を最初に適用する事業年度の期首現在の利益剰余金(または、適切な場合には、資本の他の内訳項目)の期首残高の修正として認識することとなる。

見解

IASB は、ED に対する結論の根拠において、実務上の便法は選択適用可能であるが、同様の特性を有し、かつ同様の状況にあるすべてのリース契約に整合的に適用しなければならないことを指摘している。

ED は、実務上の便法を適用するための適格要件の中の日付のみを修正することを提案している。すなわち、ED は新しい実務上の便法も実務上の便法を適用する(または適用しない)新しい選択肢も導入していない。したがって、すでに実務上の便法を適用している借手は、ED で提案されている実務上の便法の拡張した範囲にも適用しなければならない。

便法を適用する借手は、最初に利用可能になった時点で、要求事項を満たした契約と、要求事項を満たさなかったその他の契約を有していた可能性がある。なぜなら、一部の減免は当初の期限が 2021 年 6 月 30 日より後に到来するリース料に影響を与えていたからである。IASB が本修正を最終化した場合、借手は、当該契約についてリースの条件変更の会計処理を取り消し、本便法を適用することが要求される。

借手が適格な賃料減免に対して実務上の便法を適用しないことを過去に選択していた場合、ED の提案は、その借手が実務上の便法の適用を選択することを認めていない。

ED のコメント期間は、2021 年 2 月 25 日に終了する。

さらなる情報

公開草案「2021 年 6 月 30 日より後の Covid-19 に関連した賃料減免」に関するご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイト・ネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001